

アネックスパル法円坂駐輪場利用規定

平成 22 年 9 月 1 日施行

平成 25 年 10 月 1 日改正

平成 25 年 11 月 1 日改正

第 1 条 (使用者)

アネックスパル法円坂駐輪場(A 東は定期自転車専用<定数 23 台>、A 西は一日自転車・定期自転車、一日バイク・定期バイク混用<一日自転車 14 台、定期自転車 18 台、バイク 9 台>、B 中央は定期バイク専用<定数 8 台>150cc までのバイクとする)を使用する事が出来る者(以下「使用者」という)は、アネックスパル法円坂利用者とする。使用者は利用の期間により定期使用者(1 カ月・半年)と一日使用者に区分する。

第 2 条 (定期使用者)

1. 管理室は、定期使用者の申請に基づき、受付・登録を行う。
2. 使用者は、氏名・入居テナント名・携帯電話など連絡先など必要事項を添えて申請を行わなければならない。
3. 管理室は、申請に基づき駐輪場の区分の割り当てを決定し、定期使用者は指定された場所に駐輪する。指定の駐輪場には、指定の自転車等のみ駐輪できる。
4. 管理室は、定期使用者に対して登録証(以下「ステッカー」という)を交附する。
5. ステッカーには、氏名、支払済月、区分割当て番号など必要事項を記載する。
6. 受付・登録の業務は管理室が行い、定期使用者は 1 カ月分・半年分の使用料を納付し、管理室の発行するステッカーを受け取る。
7. 使用者は、ステッカーを自転車・バイク(以下「自転車等」という)の後輪泥除けの見やすい場所に貼り付けなければならない。
8. 使用者は、登録自転車・バイクを変更する場合は登録自転車等変更申請を行輪なければならない。

第 3 条 (一日使用者)

1. 管理室またはフロント(以下「管理室等」という)は、一日使用者の申請に基づき、受付を行う。
2. 一日使用者は、氏名・携帯電話など連絡先など必要事項を添えて申請を行わなければならない。
3. 管理室等は、申請に基づき駐輪場の区分の割り当てを決定し、一日使用者は指定された場所に駐輪する。指定の駐輪場には、指定の自転車等のみ駐輪できる。
4. 管理室等は、一日使用者に対して登録証を交附する。
5. ステッカーには、氏名、区分割当て番号など必要事項を記載する。
6. 受付の業務は管理室等が当たり、一日使用者は使用料を納付し、管理室等の発行するステッカーを受け取る。
7. 使用者は、ステッカーを自転車・バイクの後輪泥除けの見やすい場所に貼り付

けなければならない。

第 4 条 (使用料の徴収)

1. 使用者は、以下の駐輪場等使用料を前納で支払う。
2. 使用料は、次の通りとする。

自転車 1 台につき、1 日 100 円・1 カ月 500 円・半年 2,500 円

バイク 1 台につき、1 日 300 円・1 カ月 1,500 円・半年 7,500 円

3. 使用料は途中解約する事があっても、返金はしない。

第 5 条 (専用使用の解除)

管理室は、本規程に定める禁止事項及び遵守事項に違反した使用者に対しては、その契約を解除する事が出来る。又、この場合は使用料の返金は行わない。

第 6 条 (禁止事項)

使用者は、当該駐輪場に於いて次の事をしてはならない。

1. 第三者に転貸する事。
2. 登録自転車以外の自転車等を駐輪する事。
3. 資材、危険物、その他使用目的に反する物を置く事。
4. 焚き火、花火、煙草の投げ捨て等危険な行為及び使用目的に反する事。
5. その他、管理室が禁止する行為を行う事。

第 7 条 (遵守行為)

使用者は、当該駐輪場に於いて次の事項を遵守しなければならない。

1. 交通法規を遵守し、利用者の生命を損なわないように最大限の注意を払う事。
2. 利用者及び近隣の迷惑となる騒音を発しないようにする事。
3. 指定された区分に駐輪し、他の使用者の迷惑とならないようにする事。
4. その他管理室の定める事項を遵守する事。

第 8 条 (規定に違反する自転車等への処分)

1. 管理室は、本規定に違反する自転車等を撤去、処分できるものとする。
2. 管理室は、撤去、処分に要する費用負担が生じた場合は原則として、当該自転車等の所有者に請求するものとする。
3. 所有者が不明の場合は、管理室で処分するものとする。

第 9 条 (損害賠償等)

1. 管理室は、天災地変、盗難、その他事故、犯罪等により使用者及び第三者に損害が生じた場合、その責は負わない。
2. 駐輪場内で起きた事故等の補償は、当事者同士で対処するものとする。

第 10 条 (規定外事項)

この規定に定めのない事項については、大阪市教員会館専務理事が定める。

附 則 (規定の施行等)

1. この規定の改廃は大阪市教員会館専務理事が行う。
2. この規定は平成 22 年 9 月 1 日より施行する

3. 平成 25 年 10 月 1 日全面改正

4. 平成 25 年 11 月 1 日全面改正